

■平成18年度グランドプランにおけるサイクリング道路以南の位置づけ

平成18年度グランドプランでは、サイクリング道路以南については、必要以上に人工構造物をつくらない場所として位置づけられており、漁港西側は自然保全区域として砂浜を復元し、東側はレクリエーション活用区域として海水浴やマリンスポーツ等に活用する場所として、それぞれ役割分担されている。

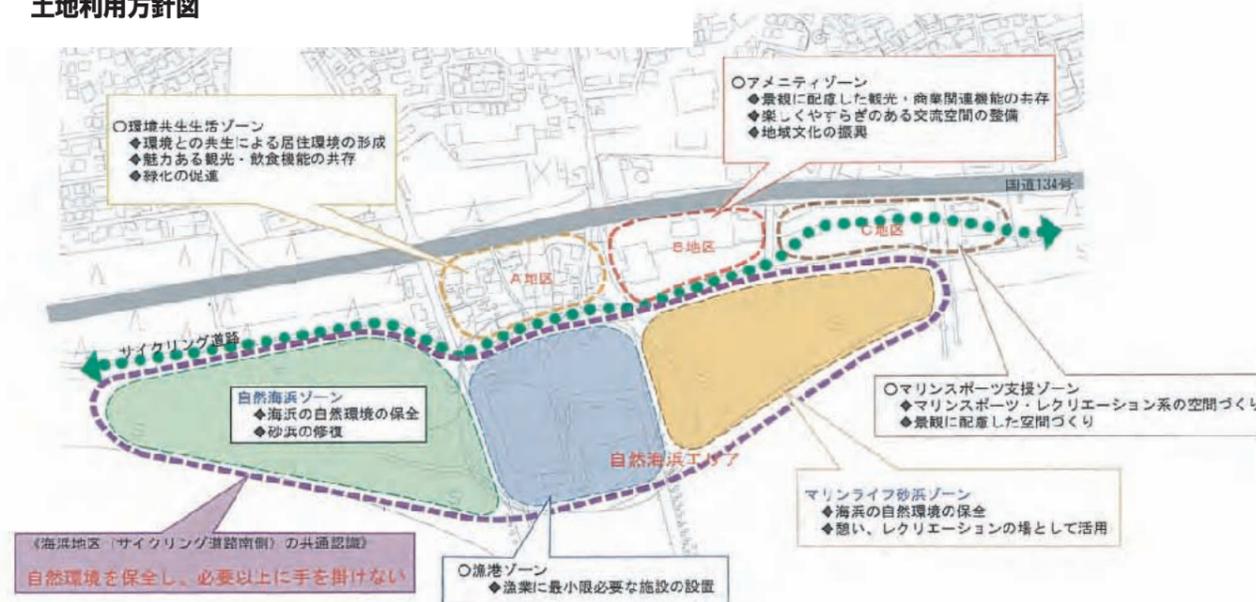
■平成18年グランドプランにおける土地利用方針より

土地利用の基本的考え方

グランドプランでは、国道134号から南側の区域は、建築物等を極力抑制し、自然環境と景観形成に配慮した海岸として、一体的な自然空間の確保を目指すものとし、地区の実状にあわせ段階的な土地利用方策を進めます。

- 長期的な将来を見据え、建築物等の建築が可能な土地利用については、できる限り建築物等のボリュームを抑え、敷地内のオープンスペース*の確保及び緑化を促進します。
- 土地利用ゾーニングの基本的な考え方は次のとおりとします。
 - ①サイクリング道路の南側、砂浜を中心とするゾーンは、自然環境を保全していくこととし、必要以上に手をかけない土地利用を図ります。
 - ②国道134号南側沿道からサイクリング道路に至るゾーンは、建築物等の建築が可能なゾーンであり、建築物等の高さ制限がない地区については、新たに高さ制限等により建築物のボリュームを抑制します。
 - ③A地区における未占有地の確保や土地所有者が売却する際の事前協議等の実施により、オープンスペースの確保や緑地化を目指します。
- 土地利用（空間づくり）の推進によって、一定の空間や緑地を確保するなどして、段階的に将来像にあった都市計画等の見直しを検討していくものとします。

土地利用方針図



■平成18年グランドプランにおける緑・自然環境保全の方針より

緑自然環境保全の方策

- (ア)「自然保全区域」及び「レクリエーション活用区域」の設定
 - 海岸のこれまでの利用形態を踏まえ、自然環境を保全するエリア「自然保全区域」と自然環境を有効活用するエリア「レクリエーション活用区域」を定めます。
 - <自然保全区域>
 - 海岸の西側を「自然保全区域」と位置づけ、自然環境の修復と自然環境の維持・保全を行います。
 - 人工構造物であるお祭り広場は修景し、漁港西側暫定駐車場は砂浜に修復します。
 - 修復された砂浜には、茅ヶ崎海岸の潜在的な自然植生の群落を修復します。
 - <レクリエーション活用区域>
 - 自然環境に負荷をかけない範囲において、海岸の東側を「レクリエーション活用区域」と位置づけ、砂浜の自然環境を活かした海水浴、マリンスポーツ等、各種レクリエーションの場として活用します。
- (イ) 海浜植生群落の確保
 - 漁港北側、A地区及びサイクリング道路の南側には、漁港とA地区の居住空間との緩衝機能を有した海浜植生の群落地帯を創出します。
 - サイクリング道路沿いに海岸植生による砂草ゾーンを創出します。
- (ウ) 散策路の設置
 - サイクリング道路及び散策路については、自然海浜公園内の園路として配置します。設置に際しては、自然環境に負荷のかからない素材を使用するとともに、自然環境と調和した景観形成に配慮します。
 - 漁港西側には、人々が海浜植生に身近にふれあえるよう、群落地を回遊することのできるボードウォーク*の散策路を配置します。
- (エ) 利用者のための利便施設の整備
 - 自然海浜公園を利用する人のための利便施設(休憩所、トイレ等)及び管理施設を整備します。
- (オ) 海岸線、砂浜の保全
 - 海岸線の維持、砂浜の減少を食い止め、現状の維持を目指します。
 - 海岸の侵食を防止するための事業、取り組みについて県等の関係機関へ要望します。

緑・自然環境の保全方針図

